

大熊町スポーツ推進計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町は、平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、約 8 年にわたる全町避難を経験した。平成 31 年の一部避難指示解除を皮切りに、町内で生活できる地域は段階的に拡大し、町内居住者は増加している一方、長期にわたる避難により震災の前後で住民構成は変化している。また、除染や復興事業による建物の解体や新築等が進み、町の景観も大きく変化を続けている。

大熊町では本業務にて策定する大熊町スポーツ推進計画をもとにスポーツを通じた生活の質の向上と広いまちづくりを推進することを目的としている。

本業務は、当町の各既存計画や国が定める第 3 期スポーツ基本計画との整合性を図りつつ、当町のスポーツ振興を図るための基本指針となる令和 8 年度を初年度とした 5 カ年の計画を策定するものである。

2 業務内容

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 業務名 | 大熊町スポーツ推進計画策定支援業務 |
| (2) 仕様 | 別紙「大熊町スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 委託契約の締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間 |
| (4) 委託費の上限 | 金 9,845,000 円（消費税及び地方消費税込み） |

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑨の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要項（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、な

お従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。) でないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下暴力団という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- （ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約をする事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）
- （イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- （ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- （エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- （オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 町税を滞納している者でないこと。
- ⑦ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 過去 5 年間に、自治体のスポーツ振興もしくはまちづくりに関わる計画策定業務を受注した実績があること。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 7 年 4 月 18 日 (金)
質問受付期限	令和 7 年 4 月 23 日 (火) 16:00 まで
質問回答	令和 7 年 4 月 30 日 (水)
参加申請書提出期限	令和 7 年 5 月 9 日 (金) 16:00 まで
参加資格確認結果通知	令和 7 年 5 月 16 日 (金) まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 5 月 30 日 (金) 16:00 まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 5 日 (木)

	※参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定日時を別途通知する。
審査結果の通知	令和7年6月10日(火)以降

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	プロポーザル参加申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

※ 提出書類は令和7年4月1日時点の内容を記入すること。

5 質問等の受付

質問は以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年4月23日(水) 16:00 まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町教育委員会生涯学習課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】スポーツ推進計画策定支援業務」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp(生涯学習課宛)

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年4月30日(水)に大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加申請に関する書類を提出し、本プロポーザルの参加に必要な資格確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年5月9日(金) 16:00 まで(必着)

(2) 提出先 大熊町教育委員会生涯学習課

(3) 提出書類

① プロポーザル参加申請書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

(4) 提出部数 印刷1部及びPDFデータ

(5) 提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、PDF データは電子メール「件名として【プロポーザル参加申請書】スポーツ推進計画策定支援義務」印刷 1 部は郵送または持参により提出すること。なお、PDF データは提出期限必着とし、印刷物は提出期限の消印有効とする。

(6) 結果通知

参加資格の結果について、令和 7 年 5 月 16 日（金）までに、申請書の提出を受けた電子メール宛てに町から通知する。

7 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（月）16:00 まで（必着）

(2) 提出先 大熊町教育委員会生涯学習課

(3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表

（様式任意。但し、日本産業規格 A4 判、10 枚までとする。一部 A3 判資料折込仕様可とし、A3 用紙は 1 枚につき A4 版 2 枚として換算する）

② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本産業規格 A4 版とする）

③ 会社概要（様式第 3 号）と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

④ 守秘義務誓約書（様式第 4 号）

⑤ 業務実施体制書（様式第 5 号）

⑥ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

⑦ 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑧ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 6 号）

(4) 提出部数

・①～⑨につき、印刷 1 部及び PDF データ

・その他、審査委員会用の PDF データとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、一つの PDF データに合体させたものを提出すること。（④、⑥、①の順とすること）

(5) 提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、PDF データは電子メール「件名として【企画提案者】スポーツ推進計画策定支援業務」印刷物は郵送または持参。

なお、PDF データは提出期限必着とし、印刷物は提出期限の消印有効とする。

8 企画提案書の内容

企画提案書は、原則として別紙「大熊町スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき作成すること。

なお本業務では、全町避難からの復興の過程にある大熊町の地域特性を十分理解することが求められるため、提案者は「大熊町第3次復興計画」及び「大熊町教育大綱」を熟読の上、参考資料等により当町のスポーツ振興の現状を踏まえて資料を作成すること。

※ 「大熊町第3次復興計画」「大熊町教育大綱」は大熊町公式ホームページに掲載されている。

(1) 提案内容

① スポーツ推進における課題

当町でスポーツを推進していく上で、課題となる状況や条件を整理し、記載すること。

② スポーツ推進における強み

当町でスポーツを推進していく上で、強みや長所になりうる状況や条件を整理し、記載すること。見出せない場合は課題の克服に必要な条件を記載すること。

③ スポーツ推進行政が目指す姿の方向性

①と②を踏まえて、当町のスポーツ推進行政が目指すべき方向性を記載すること。

④ 計画書の構成案

計画全体の構成案を記載すること。

⑤ 工程及び体制

事業完了までの具体的なスケジュールと、それを支える実施体制を提示すること。

(2) 留意事項

仕様書の委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

③ 積算書が委託費の上限額を超過する場合

④ 提出書類に不備があった場合。

⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

⑥ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

- ⑦ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑧ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 一次審査

① 審査方法

参加表明者からの企画提案書提出届が 6 者以上からあった場合は、評価基準に基づいて企画提案書を評価し、審査会対象者を 5 者程度選定する。

(3) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和 7 年 6 月 5 日（木）

大熊町役場 2 階 大会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は 4 名までとする。

② 審査所要時間

プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 15 分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

ただし、評価内容「業務遂行」で審査委員の平均点数が 15 点に満たない者または、審査委員の総合点数の平均が 50 点に満たない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が1社の場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等を行わないこと。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知する。

【評価概要】

評価内容	配点
業務遂行	60 点
企画提案	50 点
金額評価	10 点
合計	120 点

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点	採点
1. 業務遂行		(60)	
工程	提案された工程に、仕様にある業務内容が明確に反映されている。	5	
	工程は実現可能であり、かつ各業務内容にかかる期間が合理的であることが提案により理解できる。	10	
体制	工程に基づき業務を進めるために、十分な体制であることが提案で確認できる。	5	
	業務内容ごとに豊富な知識・経験を有する人材を配置していることが提案で確認できる。	10	
	業務内容ごとに配置された人材について、役割分担や業務遂行の流れが明確に提示されている。	10	
	発注者等との連絡調整の窓口となる責任者が明示されている。	5	
実績	過去5年に自治体のスポーツを含め、まちづくりに関する計画策定に従事している。	5	
	過去5年に自治体のスポーツ推進計画の策定に従事している。	10	
2. 企画提案		(50)	
町の現状への	当町の現状を理解した課題設定であると、提案から理解できる。	5	
	当町の現状を理解した強みの設定であると、提案から理解できる。	5	

	理解	周辺地域のスポーツ環境を加味した課題や強みの設定になっている。	10	
		当町だから可能となる方向性が記されている。	5	
	構成	提案された構成には、今後 5 年の町のスポーツ推進行政を示すために必要な項目が盛り込まれている。	5	
		提案された構成に対し、実現可能な計画性がある。	5	
		当町のみならず地域、日本のスポーツ推進に資する内容である。	5	
	理念	当町の地域特性や復興に向けた信念や目的が盛り込まれている。	10	

【積算額の評価】

以下の算式により換算し、得点を付与する。なお、得点化の際は、小数点以下を切り捨てるものとする。

価格点＝10 点×（全提案者中の最低積算額／当該提案者の積算額）

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点の算出式】

評価する審査委員の評価点の総合点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提案時の積算額を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7518

メールアドレス shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp（生涯学習課宛）

